

令和7年度（2025年度）受験案内

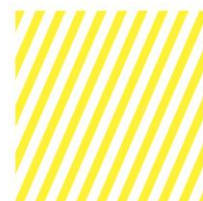
茨木市職員募集のお知らせ

事務（法務・債権担当）

（任期付短時間勤務職員）

令和7年7月

次なる
茨木へ。



◇茨木市とは◇

茨木市は、豊かな自然と交通の利便性に恵まれ、古くからの歴史遺産や文化的伝統が今もまちに息づいている魅力あふれるまちです。また、市民主体のイベントも数多く実施され、市民活動、文化芸術活動が大変盛んなまちでもあります。

これからも、まちの持続的な発展のため、誰もが「安全・安心」や「豊かさ・幸せ」を実感できるまちづくり、そして様々な主体をつなぎ、手を取り合って「共創」することで地域課題の解決や新たな価値を生む「共創」のまちづくりをめざしていきます。

◇茨木市が求める職員像◇

～茨木市人材育成・確保基本方針～

市民目線

「常に市民の目線に立ち、市民から信頼される職員」

チャレンジ力

「新たな課題への挑戦を恐れず、自分を変革できる自律した職員」

マネジメント力

「政策形成能力や経営感覚などを備え、目標を達成できる職員」

◇任用期間・勤務形態◇

任用期間	勤務形態	主な職務内容
令和8年4月1日～ 令和11年3月31日	○勤務日 週2日勤務 ○勤務時間 8時45分～17時15分 (1日 7時間45分)	(1) 滞納処分、高額滞納整理の実務 (2) 市保有債券に係る滞納整理業務 (3) 訴訟・不服申立て事案への対応 (4) 庁内各業務における法令解釈等に関する相談への対応 (5) 条例、規則等の制定等における法制上の支援 (6) 市職員からの業務上の法律相談

★任用期間中は、営利企業等への従事制限など、地方公務員法の服務に関する規定が適用されますが、市での勤務に支障のない範囲であれば、現在の弁護士業務を停止する必要はありません(採用後、届出が必要となります)。

<申込みはこちら>

◇申込受付期間◇ **※原則、インターネット申込みとします。**

7月22日(火)～9月3日(水)



1 採用職種、採用予定人員及び受験資格

職 種	採用予定 人員	受 験 資 格
事 務 系 (法務・債権担当)	2 人	次の1及び2のいずれにも該当する人 1 弁護士の資格を有し、弁護士名簿に登録されている人 2 弁護士として1年以上（令和8年3月末日時点）の実務経験を有する人

選考の結果、適任者がいない場合は、採用予定人員を下回る場合があります。

★ただし、次のいずれか一つに該当する人は、受験できません。（地方公務員法第16条）

- 1 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 茨木市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

★国籍は問いません。

2 採用の時期

最終合格者として決定した人は、採用候補者名簿に登載し、その後特別な事情が生じた場合を除き、おおむね令和8年4月以降に採用の予定です。ただし、欠員等の状況により、勤務可能な人はそれ以前に採用される場合があります。

3 条件付採用

採用後6か月間（最長1年間）は条件付採用（地方公務員法第22条）となり、同期間において良好な成績で職務を遂行した場合にはじめて正式採用となります。

4 勤務条件

給 与	一般職の職員の給与に関する条例に規定する任期付職員給料表の4級3号給に決定します。 <参考> 4級3号給 月額 149,900円程度（地域手当含む） 年収 2,557,500円程度 ※ 年収には、給料のほか期末・勤勉手当を含みます。 ※ このほか時間外勤務手当、通勤手当等が支給されます。 ※ 住居手当、扶養手当、管理職手当等は、支給されません。
勤 務 日	週2日勤務
勤務時間	午前8時45分から午後5時15分まで（休憩時間45分を含む。）
休 日	・ 所属長が勤務を命じない日、日曜日及び土曜日 ・ 国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・ 年末年始の休日（12月29日から翌年1月3日まで）

5 受験手続

受付期間	令和7年7月22日（火） ～ 9月3日（水）
申込先	表紙のQRコードまたは茨木市HPの職員採用情報から
申込方法	茨木市HPにリンクのある茨木市採用試験管理システムから申込を行ってください。 ※ システム仮登録後、本登録を行うことで申込完了となります。受付期間中に申込が完了していない場合は、受験することができませんのでご注意ください。
注意事項	申込完了後、受付完了メールを送ります。また、審査終了後に受験番号通知メールを送ります。 ※ 受験番号通知メールの送信には受付完了メール受信から5日程度かかる場合があります。

【メール受信設定について】

- ・迷惑メール拒否設定をされている方は、事前に次のドメインを指定受信設定してください。
(1)「@city.ibaraki.lg.jp」、(2)「@logoform.jp」、(3)「@arorua.net」、(4)「@bsmrt.biz」
- ・メールの自動分類設定をされている方は、受験案内のメールが「広告メール」などに自動分類されることがありますので、必ず全てのメールを確認してください。

※ インターネット申込みができず、郵送での申込みをご希望の場合、総務部人事課へ
令和7年8月22日（金）までに電話でご連絡ください。

※ 郵送で申し込む場合でも、受験にはメールアドレスが必要になります。

6 選考方法

☆第1次（最終）試験

書類審査	申込書類に基づき、職務遂行に必要な経歴等について審査します。
小論文審査	申込時に提出された小論文の内容に基づき、職務への適性、知識等について審査します。 <テーマ> 「地方自治体において、弁護士資格を持つ職員に求められる役割とは何か。これからの展望も交えて論ぜよ。」 ※ 市HPから様式をダウンロードのうえ、パソコンで作成し、申込時に添付してデータ提出してください。 ※ A4縦長の用紙で日本語の横書きとし、1行40文字（文字サイズ12P）、1ページ30行、2ページ以内で作成してください。 ※ 冒頭に氏名を記載してください。
個別面接	職務への適性、意欲等について個別面接を実施します。 【実施日】 令和7年9月中旬以降 ※詳細については別途お知らせします。

7 合格者の発表

第1次（最終）合格発表	(1) 日程 令和7年10月8日（水） (2) 方法 可否にかかわらず本人あて通知します。
-------------	--

8 試験成績の通知

試験を受験し不合格となった場合、希望する人（本人に限る）に、得点と順位を通知します。申請の方法については、茨木市HPに掲載の「試験成績通知申請書」の注意事項をご覧ください。

9 注意事項

- (1) 申込事項に不備がある場合に生じた申込みの遅延等については、責任を負いませんので受験手続きには十分注意してください。
- (2) 受験案内メールが、9月8日（木）までに届かない場合は、総務部人事課までお問い合わせください。
- (3) 試験に関する提出書類は一切お返ししません。申込書に記載された情報は、この採用候補者試験の円滑な遂行のためのみに用い、それ以外の目的には一切使用しません。
- (4) 台風、洪水等により選考実施が危惧されるときは、人事課へお問い合わせください。

令和7年7月

茨木市職員採用試験委員会

